

平成18年4月7日

各 位

会 社 名 株式会社ビケンテクノ  
代 表 者 名 代表取締役社長 梶山 高志  
(コード番号9791 東証・大証第二部)  
問 合 せ 先 専務取締役 三木 悟  
(TEL.06-6380-2141)

## 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成18年4月7日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### <新株予約権付社債を選択した理由>

今回の新株予約権付社債はゼロクーポンで発行し、発行に伴う費用も少ないため、有利な条件で資金調達が行えます。また、割当先証券会社の持つ投資家基盤の当社株式への需要を最大限活用することで新株予約権の行使が段階的に円滑に行われ、マーケットインパクトに配慮しつつ、無理なく当社の財務基盤強化を図ることができるものと考えております。なお、繰り上げ償還を行うことができる条項を設けることにより、株価が下落した場合の過大な希薄化を抑制できるようリスクヘッジを図っております。

### 記

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 社 債 の 名 称           | 株式会社ビケンテクノ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社 債 総 額             | 金10億円   |
| 3. 各 社 債 の 金 額         | 金5,000万円の1種   |
| 4. 社 債 券 の 形 式         | 無記名式とする。<br>なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。                                 |
| 5. 利 率                 | 本社債には利息を付さない。   |
| 6. 発 行 価 額             | 額面100円につき金100円。<br>ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。  |
| 7. 償 還 価 額             | 額面100円につき金100円。<br>ただし、繰上償還の場合は第13項第(2)号乃至第(5)号に定める価額による。   |
| 8. 申 込 期 間             | 平成18年4月21日から平成18年4月24日まで  |
| 9. 払 込 期 日 お よ び 発 行 日 | 平成18年4月24日  |
| 10. 募 集 の 方 法          | 第三者割当の方法により、全額を野村證券株式会社に割り当てる。  |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

#### 11. 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

#### 12. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

#### 13. 償還の方法および期限

(1) 本社債は、平成20年4月24日にその総額を償還する。

(2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。

平成18年4月25日から平成19年4月24日までの期間については金101円

平成19年4月25日から平成20年4月23日までの期間については金100円

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日(ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の第3金曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。

(4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第17項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、当該月の第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

(5) 本新株予約権付社債の発行後、平成20年4月9日まで(当日を含む。)の間のある5連続取引日(ただし、終値(終値のない場合は、気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が第14項第(9)号に定める下限転換価額を下回った場合には、当社は、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して3取引日後の日まで(当日を含む。)に、本新株予約権付社債の社債権者に対して事前通知を行った上で、当該5連続取引日の最終日の翌取引日から起算して10取引日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還する。

(6) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(7) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

#### 14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求(本項第(4)号に定

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号記載の転換価額(ただし、本項第(9)号または第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使請求期間  
本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年4月25日から平成20年4月23日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件  
当社が第13項第(2)号、第(3)号もしくは第(5)号により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、それぞれ償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第13項第(4)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件  
消却事由は定めない。
- (7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、当初1,251円とする。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額  
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (9) 転換価額の修正  
本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が625円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(10)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が1,876円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(10)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。
- (10) 転換価額の調整  
当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行しまたは処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも転換価額を適宜調整する。なお、上記算式において、「既発行株式数」は、発行済当社普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、株式分割により当社普通株式を発行する場合には、「新発行・処分株式数」は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。）をいう。

#### (11) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

#### (12) 新株予約権の行使後第1回目の配当

行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

#### 15. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成18年4月7日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

#### 16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、当該新株予約権付社債の社債権者

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

野村信託銀行株式会社 本店

18. 行使請求受付場所 名義書換代理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 財務代理人 野村信託銀行株式会社

20. 取得格付 取得していない。

21. 上場申請の有無 無し

22. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

23. 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

（ご参考）

1. 資金使途

（1）調達資金の使途

手取概算額 986 百万円は、全額運転資金に充当する予定であります。

（2）業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

（1）利益配分に関する基本方針

業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、継続的な安定配当に留意するとともに、配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

内部留保金につきましては、今後も予想される厳しい経営環境のなかで、同業他社との競争の激化に備えるためと、既存事業の拡大、展開を図ることに投資してまいりたいと存じます。これは、将来の利益に貢献し、株主への安定的な配当の継続に寄与するものと考えております。

（2）過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	70.41円	40.57円	69.93円
1株当たり年間配当金	15.00円 (5.00円)	16.00円 (8.00円)	16.00円 (8.00円)
実績配当性向	21.30%	39.44%	22.88%
株主資本当期純利益率	5.59%	3.10%	5.13%
株主資本配当率	1.19%	1.22%	1.17%

（注）1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

(4) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	421 円	880 円	1,013 円	1,260 円
高 値	895 円	1,075 円	1,338 円	1,283 円
安 値	420 円	590 円	792 円	1,250 円
終 値	880 円	1,040 円	1,250 円	1,251 円
株価収益率	21.7 倍	14.9 倍	-	-

(注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年4月7日現在で示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株あたり当期純利益で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンス実施により、直近の発行済株式総数(平成18年4月7日現在)に対する潜在株式数の比率は11.52%になる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は7.68%であり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は23.05%であります。

(2) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名または名称	野村證券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)	金1,000,000,000円	
払 込 金 額	金1,000,000,000円	
割当予定 先の内容	住 所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代 表 者 の 氏 名	執行役社長 古賀 信行
	資 本 の 額	10,000,000,000円
	事 業 の 内 容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関 係	出 資 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数 : 1,200 株 当社が保有している割当予定先の株式の数 : 0 株
	取 引 関 係 等	主幹事証券会社
	人 的 関 係 等	なし

(注) 資本の額および出資関係は、平成17年9月30日現在のものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(3) その他

割当予定先である野村證券株式会社との間で、本新株予約権付社債に譲渡制限を付すことを合意する予定であります。

また、野村證券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。